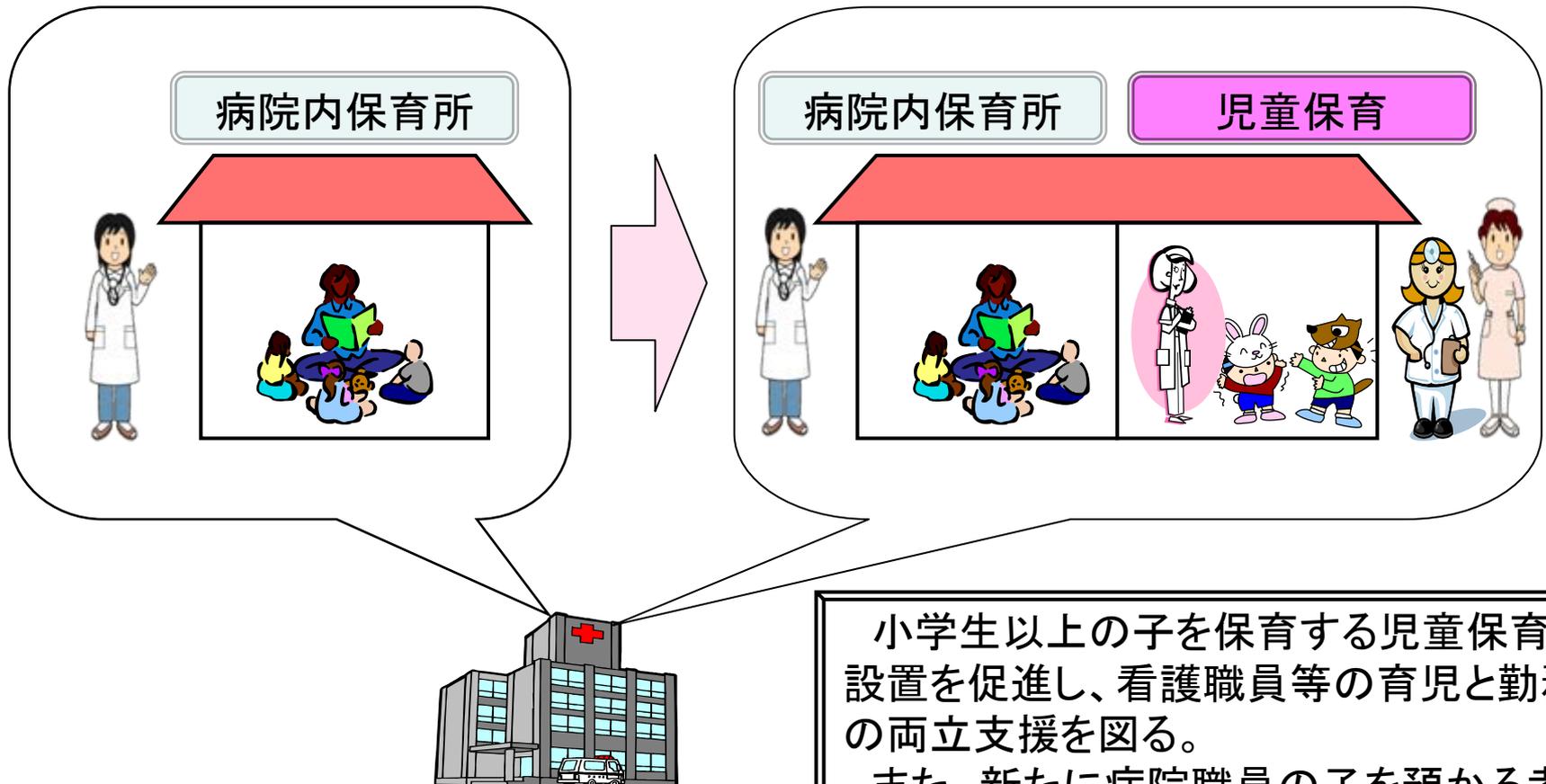


病院内児童保育運営事業

看護職員・女性医師をはじめとする医療従事者の離職防止及び再就業を促進するため、医療機関に勤務する職員の乳幼児の保育を行う病院内保育所、及び小学生以上の児童保育に関する事業。



小学生以上の子を保育する児童保育の設置を促進し、看護職員等の育児と勤務の両立支援を図る。

また、新たに病院職員の子を預かる者の雇用の場を創出する。